

特別養護老人ホーム・あすか HOUSE 白石
指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

運営規程

社会福祉法人明日佳

特別養護老人ホーム・あすか HOUSE 白石
指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明日佳が開設する指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営の関する事項を定め、施設で要介護・要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その住居において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイあすか HOUSE 白石
- 二 所在地 札幌市白石区中央1条5丁目1番10号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（特別養護老人ホームの施設長と兼務）
- 二 従業者 医師 2名（非常勤・兼務）
生活相談員 1名（常勤・専従）
介護支援専門員 1名（常勤・専従）
看護職員 3名（常勤・専従）
介護職員 36名（常勤・専従）以上
栄養士 1名（常勤・専従）
機能訓練指導員 1名（常勤・専従）

(利用定員)

第5条 利用定員は12名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 二 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改定内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、札幌市白石区、札幌市豊平区、札幌市厚別区、札幌市中央区、札幌市東区の一部（苗穂町・本町・伏古）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領の従い、当該施設等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報に適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他の運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年12回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年6月1日から施行する。

令和3年9月1日一部改正

令和6年1月1日一部改正

令和6年8月1日一部改正

別紙

費用区分	費用の額
滞在に要する費用	ユニット型個室 日額 2,066 円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 日額 880 円 第2段階認定者 ユニット型個室 日額 880 円 第3段階①及び②認定者 ユニット型個室 日額 1,370 円
食事の提供に要する費用	日額 1,445 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300 円 第2段階認定者 日額 600 円 第3段階①認定者 日額 1,000 円 第3段階②認定者 日額 1,300 円
その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用	理美容代 実費負担 娯楽・レクリエーション費 実費負担